

社会福祉法人弘前草右会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

〈計画期間〉 令和5年4月1日～令和10年3月31日

〈内 容〉 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との
両立を支援するための雇用環境整備の拡充と維持

○目標1

- ・ 計画期間内に育児休業の取得率を以下の水準とする。
女性… 出産した職員の100%を維持 ※実績100%
男性… 計画期間内に1人以上 ※実績0人

○目標2

- ・ 男性職員の子の看護休暇取得者5人以上 ※実績3人

○対策

令和5年4月～

- ・ 看護休暇の対象年齢が小学校3年生までであることを周知する。
- ・ 育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度をより利用しやすくするための周知法としてパンフレット及び広報誌（本部だより）の配布、掲示。
- ・ 対象の職員には、具体的な情報提供を個別に行う。